

専門家向け相続・事業承継アドバイザーサービス

iü Direct アイユーダイレクト

相続のプロである私たちが
相続税申告の
お手伝いを致します。

相続・承継案件数

累計950件
以上!



有料コンサル並みのサービスを **会員限定で無料提供**

※会員登録は無料!

SERVICE-1

相続・事業承継
オンライン解説



SERVICE-2

相続・事業承継
案件相談



相談内容例

▶ 事業承継

- 同族内承継
- M&A
- MBO・LBO

▶ 組織再編

- 株価対策
- HD化(特殊会社化)

▶ 相続

- 相続税申告
- 遺産分割
- 財産評価
- 相続税対策

▶ 法人成り

- 所得税対策
- 相続税対策

Q. 何で無料なんですか?

A. セミナーなどで説明させて頂くと、毎回とっていいほど、ご質問を受けます。しかしながら、すべてのご質問にお答えさせて頂くことが難しいので、非公開形式でよくあるご質問に回答させて頂こうという趣旨でウェブサイトを作成しました。なお、弊社としてはこういったサービスを通じて弊所に案件紹介頂くことが報酬の源泉となりますので、無料とさせて頂いています。

サービスの詳細は裏面へ

会員限定サービス詳細

相続・事業承継オンライン解説

相続や事業承継について、士業・コンサル等の専門家様からよくある質問やご相談を会員限定でウェブで解説します。「有料セミナーや書籍でも聞けないような話」を「実務に使いやすく」解説します！

相続・事業承継案件相談

会員様のお客様の案件で、このような場合はどうすればいいのか、、、？などといったご相談や弊所への案件のご紹介を承ります。

- 原則メール、やりとり一回の案件相談
- お越しくださる方のみ面談も可能

※条文の読み方等の質問ではなく、具体的な案件相談に限りです。

さらに!ご自身で出来ないな...と思ったら **2つのプラン!**

紹介プラン

貴事務所のお客様をご紹介いただき、案件成約後、報酬を受領した際にアイユーコンサルティングから貴事務所に**紹介料(報酬受領額×20%相当額)**をお支払します。

ご依頼いただいた業務は、アイユーコンサルティングが全て対応します。

※報酬額に貴事務所以外の第三者が支払う金額が含まれる場合、当該支払額を控除した金額となります。

共同受注プラン

貴事務所とアイユーコンサルティングが、お客様の案件を、三者契約(*1)により共同受注します。貴事務所とアイユーコンサルティングが担当する業務、**報酬の分割方法等は、協議のうえ決定**いたします。

*1 ご希望により、お客様と貴事務所、アイユーコンサルティングが個別に契約を締結する方式も可能です。

アイユーコンサルティングは、ご紹介いただいた案件のみを担当します。
貴事務所とお客様の間の顧問契約の継続を遵守しますので、ご安心ください。

会員登録は下記ホームページより
お気軽にご登録ください!

<http://iud.jp>



iü Direct 無料相談申込書 *は必ずご記入ください

無料相談をご希望の方は、お電話、FAX、郵送またはメールにてお申込み下さい。

相談内容 複数チェック可

- | | | | | | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 事業承継 | ☐ 組織再編 | ☐ 相続 | ☐ 法人成り | ☐ その他 | | |
| ☐ 同族内承継 | ☐ M&A | ☐ 株価対策 | ☐ 相続税申告 | ☐ 遺産分割 | ☐ 所得稅対策 | ☐ 金融機関提案書レビュー |
| ☐ MBO・LBO | ☐ HD化(特殊会社化) | ☐ 財産評価 | ☐ 相続税対策 | ☐ 相続税対策 | ☐ その他() | |
| ☐ その他() | ☐ その他() | ☐ その他() | ☐ その他() | ☐ その他() | | |

面接希望日 * 第一希望: 月 日 時~ 時
第二希望: 月 日 時~ 時
第三希望: 月 日 時~ 時

面接希望場所 * ☐ 弊社
☐ クライアント先
☐ その他()

事務所名 *

住所

担当者名 *

電話番号 *

FAX番号

メールアドレス

※ご相談にあたり、法人については直近期の申告書・決算書・勘定科目内訳書、個人については直近の確定申告書・不動産の課税明細書
その他財産の内容等が分かる資料をご持参くださいますようお願いいたします。